



## 債権譲渡契約証書

(以下「甲」という。)と宮崎管工事協同組合(以下「乙」という。)  
とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

### 第1条(譲渡債権)

甲と発注者(以下「丙」という。)との間で令和 年 月 日に締結した工事請負契約(以下「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を令和 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 工事名            |                      |
| (2) 工事場所           |                      |
| (3) 契約日            | 令和 年 月 日             |
| (4) 工期             | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| (5) 請負代金額          | 金 円                  |
| (6) 既受領金額          | 金 円                  |
| (7) 債権譲渡額((5)-(6)) | 金 円(令和 年 月 日現在見込額)   |

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、宮崎市工事請負契約約款及び宮崎市上下水道局工事請負契約約款(以下「約款」という。)第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、契約が解除された場合においては、約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

### 第2条(担保責任)

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

### 第3条(禁止事項)

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

### 第4条(被担保債権)

債権譲渡は、将来甲乙間で本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために締結する金銭消費貸借契約に基づいて乙が甲に対して取得する債権及び乙が甲に対して供給する資材代金債権(以下「乙の貸金債権等」という。)を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権(以下「下請債権」という)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が、本件請負工事を履行するために使用する工事業者(法人、個人を問わない)または資材納入業者(法人、個人を問わない)で、第9条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

### 第5条(被担保債権の優劣)

被担保債権の中に乙の貸金債権等と下請債権とがあるときには乙の貸金債権等が優先し、下請負人は、乙の貸金債権等の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

### 第6条(譲渡債権の請求)

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行ない、下請負人は丙に対して直接支払を求めることができない。

### 第7条(弁済の充当等)

乙が前条により受領した金銭について、乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の貸金債権等への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。
- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 4 前項各号のいずれかに該当する場合において、弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 5 乙の貸金債権等への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。